

香川県産業技術センター手数料（特殊定量分析）免除事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年4月1日条例第2号。以下「条例」という。）第1条ただし書きの規定による、条例別表第1第2表 手数料の部 375 香川県産業技術センター手数料のうち、「その他分析 特殊定量分析」（以下「手数料（特殊定量分析）」という。）に係る手数料免除の事務処理に関し、必要な事項を定める。

（手数料（特殊定量分析）免除の対象者）

第2条 手数料（特殊定量分析）免除の対象者は、輸出用の農水畜産物及び加工食品（以下「輸出用農産物等」という。）の放射性物質測定を希望する者、又は輸出用の工業製品（以下「輸出用工業製品」という。）の放射線量測定を希望する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）香川県内に本社または主たる事業所を有する法人事業者
- （2）香川県内に住所を有する個人事業者

（手数料（特殊定量分析）免除の申請）

第3条 手数料（特殊定量分析）免除を希望する者は、香川県産業技術センター管理運営要綱第5条第3項及び第4項の規定により、放射性物質測定、又は放射線量測定（以下「放射性物質測定等」という。）を依頼する際、手数料（特殊定量分析）免除申請書（第1号様式）に申請者が前条各号のいずれかに該当することを証明する書類等を添えて、香川県産業技術センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、この場合、香川県産業技術センター管理運営要綱第5条第3項の規定による、放射性物質測定依頼書、又は香川県産業技術センター管理運営要綱第5条第4項の規定による放射線量測定依頼書裏面への証紙の貼付は不要とする。

（免除の申請の承認、不承認の決定）

第4条 所長は、前条の申請があったときは、その内容が第2条各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、承認又は不承認を決定するものとする。承認を決定したときは、手数料（特殊定量分析）免除決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 不承認を決定したときは、手数料（特殊定量分析）免除不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行し、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年11月17日から施行し、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成29年3月31日までとする。

第1号様式（第3条関係）

決 裁	所長					検査担当	担当(事務)	文書年月日	公印
								平成 年 月 日	
<p>(伺) 次のとおり申請があったので、承認・不承認と決定し、次案のとおり、 免除決定通知書・免除不承認通知書を交付してよろしいか。</p>									

年 月 日

香川県産業技術センター所長 殿

所在地（住所）

会社名（氏名）

印

手数料（特殊定量分析）免除申請書

香川県産業技術センターの手数料（特殊定量分析）の免除を受けたいので、香川県産業技術センター手数料（特殊定量分析）免除事務取扱要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 手数料免除を希望する試験・分析の内容

品 名 等：

試験・分析依頼事項：輸出用農産物等放射性物質測定

輸出用工業製品放射線量測定

} いずれかを○で囲むこと。

2 手数料の免除を希望する理由

香川県産業技術センター手数料（特殊定量分析）免除事務取扱要綱第2条第 号該当

（添付書類）免除要件に該当することを証明する書類等

番 号
年 月 日

殿

香川県産業技術センター所長 印

手数料（特殊定量分析）免除決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった手数料（特殊定量分析）免除申請については、申請どおり手数料を免除することと決定したので、香川県産業技術センター手数料（特殊定量分析）免除事務取扱要綱第4条第1項の規定により通知します。

留意事項

- （1）香川県産業技術センターを利用する際は、香川県産業技術センター管理運営要綱に従わなければならない。違反する場合は、手数料免除決定を取り消すことがある。
- （2）本通知は、当分の間、申請者において保管するものとする。

番 号
年 月 日

殿

香川県産業技術センター所長 印

手数料（特殊定量分析）免除不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった手数料（特殊定量分析）免除申請については、下記の理由により不承認と決定したので、香川県産業技術センター手数料（特殊定量分析）免除事務取扱要綱第4条第2項の規定により通知します。

については、（輸出用農産物等放射性物質測定・輸出用工業製品放射線量測定）には、所定の手数料が必要となりますので、先に提出のあった（放射性物質測定依頼書・放射線量測定依頼書）は受理できません。

試験を希望する場合には、香川県産業技術センター管理運営要綱第5条第3項又は第4項の規定により、（放射性物質測定依頼書・放射線量測定依頼書）の裏面に、香川県使用料手数料条例に定める額の証紙を貼付の上、再度提出してください。

記

不承認とした理由：